

鹿嶋市財政計画

(平成29年度～平成33年度)



鹿 嶋 市

目 次

1 策定にあたって	2
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画期間	3
2 財政状況	4
(1) 概況	4
(2) 決算状況（普通会計）	5
①歳入の構成と推移	5
②歳出の構成と推移	8
③市債残高の状況	11
④積立金残高の状況	12
(3) 平成27年度決算の分析	14
①歳入の構成	14
②歳出の構成	15
(4) 各種財政指標の分析	16
①財政力指数（3ヶ年平均）	16
②経常収支比率	16
③公債費負担比率	17
3 財政見通し（H29～H33）	18
(1) 推計の前提条件	18
①対象会計区分	18
②計画数値	18
③計画数値の積算方法	18
(2) 財政収支の見通し	21
①歳入の構成と推移	21
②歳出の構成と推移	24
4 今後の財政運営の基本的な考え方	27
(1) 歳入の確保	27
(2) 歳出の適正化	30
5 各種財政指標の予測	33
【用語解説】	35

1 策定にあたって

地方創生時代の到来により、全国の自治体が「東京一極集中」の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現などに向け、地域の独自性を生かした多様な取組みを開始させています。

本市においても、平成27年に「鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、雇用の確保や子育て支援施策の充実、移住・定住の支援など、定住人口や交流人口の増加に向けた取組みを推進しているところです。

また、平成29年度からは、第三次鹿嶋市総合計画（後期基本計画）に基づき、「鹿嶋らしさを生かした豊かなまちづくり」「未来を担う『鹿嶋っ子』を育むまちづくり」「地域を牽引するリーディング自治体を目指すまちづくり」の3つの基本理念のもと、将来像である「子どもが元気 香る歴史とスポーツで紡ぐまち 鹿嶋」の実現に向け、各種施策の推進を図ることとしています。

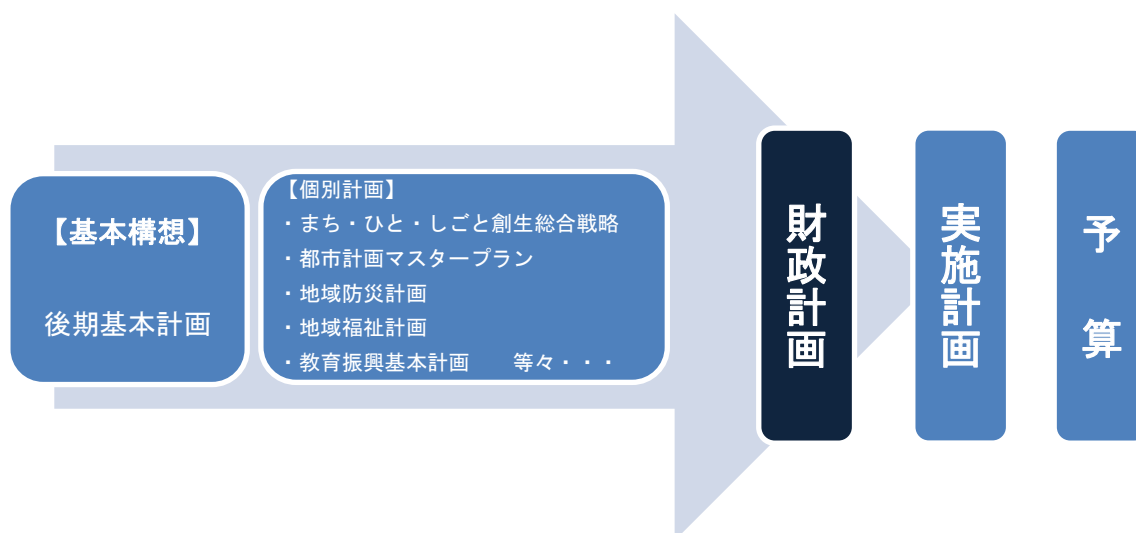
財政面においては、歳入の根幹となる市税の大幅な増収は見込めない中、複雑多様化する行政ニーズ、高齢社会の進展により増加する社会保障費、道路や橋りょう、学校施設をはじめとする公共施設の維持管理など、対応すべき課題は山積しています。

また一方で、まちの魅力や賑わいなど、地域活力の創出に向けた地方創生の時代を切り拓くための取組みも一層重要になっています。

本計画は、これら課題への対応と新たな取組みに向け、中長期的な展望のもと安定的な財政運営を行うための指針として策定するものです。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画（基本構想・基本計画）に位置付けられている各種施策（個別計画）を推進するにあたり、中期的な財政収支見通しを明らかにし、実施計画の策定、予算の編成と執行管理、日々の行政運営などの指針となるものです。



(2) 計画期間

第三次鹿嶋市総合計画（後期基本計画）の計画期間に合わせ、平成29年度から平成33年度までの5カ年とします。



2 財政状況

(1) 概況

日本経済は、アベノミクスのもと経済の好循環が回り始め、個人消費及び民間の設備投資は力強さを欠いた状況とはなっているものの、雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調が続いています。

このような中、国では、一億総活躍社会の実現に向けた保育士及び介護人材の処遇改善などの子育て・介護の充実や、給付型奨学金の創設、震災からの復興、防災対応の強化などの課題に的確に対応しつつ、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指しています。

本市においては、歳入の根幹をなす市税が年々減少傾向にある中、歳出については義務的経費のうち扶助費の増加が著しく、厳しい財政状況が続いています。

今後の市税の見通しについては、個人市民税はほぼ横ばい、法人市民税は景気全体が回復基調にあることから微増、固定資産税のうち償却資産については、復興特区による課税免除期間が終了することから増加を見込んでいるものの、土地については総体的に価格が下落しているため、市税全体の見通しとしては大幅な増収は見込めない状況にあります。

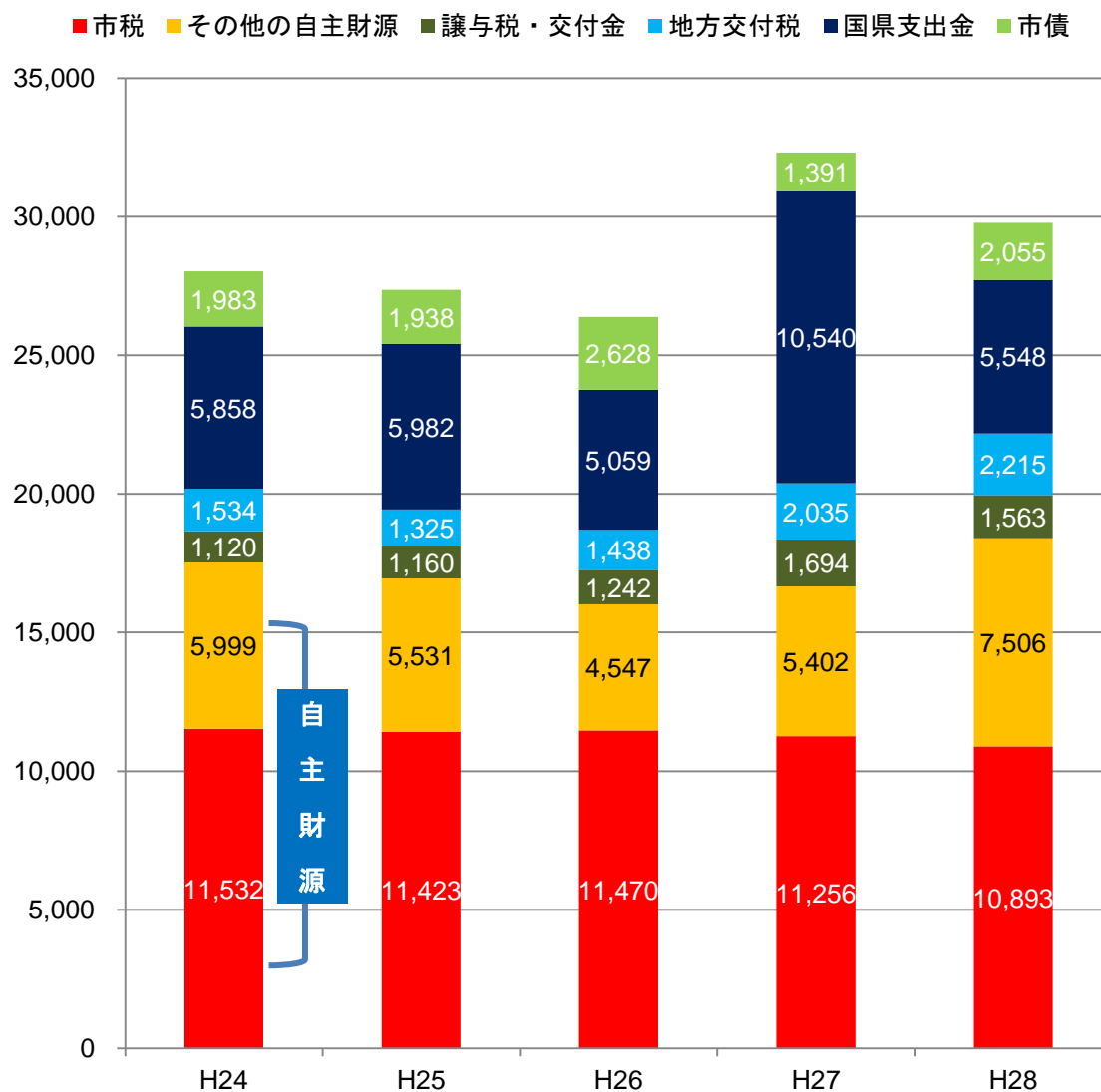
また、歳出面では、少子高齢社会の進行に伴い扶助費が占める割合が高くなってきていることに加え、公共施設の老朽化に伴う施設整備費や維持補修費が増加する見込みであるなど、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されます。

このため、平成29年度からスタートする第三次鹿嶋市総合計画後期基本計画の着実な推進を図るとともに、地方創生の取組みを推進することで、定住人口や交流人口の増加を図り、地域の活力創出と経済の活性化によって財政面での好循環を生み出していく必要があります。

(2) 決算状況（普通会計）

①歳入の構成と推移

単位：百万円



単位：百万円

	H24	H25	H26	H27	H28
歳入合計	28,026	27,359	26,384	32,318	29,780
自主財源	17,531	16,954	16,017	16,658	18,399
比率	62.6%	62.0%	60.7%	51.5%	61.8%

※平成28年度は最終予算（繰越含む）

市税

歳入の根幹となる市税は、固定資産税が土地・家屋の評価替えや企業の設備投資の減などにより大幅に減少したため、平成24年度で115億32百万円だったものが、平成28年度では108億93百万円となり、6億39百万円（約5.5%）減少しました。

◇ その他の自主財源

その他の自主財源は、「分担金・負担金」「使用料・手数料」「財産収入」「寄附金」「繰入金」「繰越金」「諸収入」で構成されています。

平成28年度においては、復興関連事業に係る前年度繰越金や東日本大震災復興基金からの繰入金の増により、75億6百万円となりました。

◇ 地方譲与税・交付金

地方譲与税・交付金は、「地方譲与税」「利子割交付金」「配当割交付金」「株式等譲渡所得割交付金」「地方消費税交付金」「ゴルフ場利用税交付金」「自動車取得税交付金」「地方特例交付金」「交通安全対策特別交付金」で構成されています。

平成24年度は11億20百万円でしたが、平成28年度では、15億63百万円となり、4億43百万円（39.6%）増加しました。

増の主な要因としては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に基づき、平成26年4月から消費税及び地方消費税の税率が引上げられ、これにより、平成24年度に6億40百万円だった地方消費税交付金が平成28年度では10億80百万円と、4億40百万円（68.8%）増加したことによるものです。

◇ 地方交付税

地方交付税のうち、普通交付税及び特別交付税は横ばいで推移していますが、震災復興特別交付税は、災害復旧事業や東日本大震災復興交付金事業の進捗によって増減しています。平成24年度以降、市街地液状化対策事業をはじめとする復興交付金事業などの進捗に合わせ増加し、平成28年度では22億15百万円となりました。

◇ 国県支出金

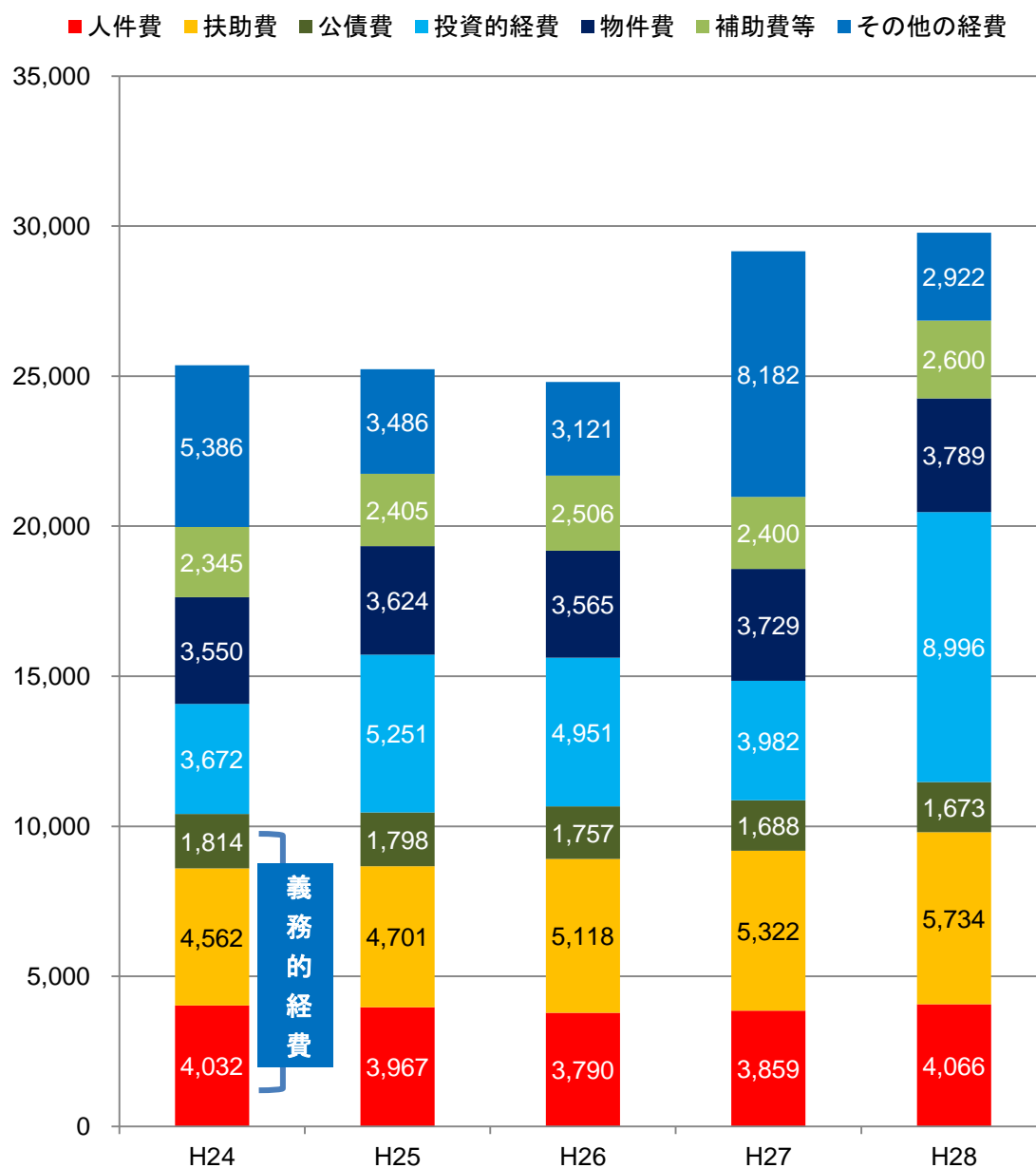
国県支出金のうち扶助費に係るものについては、生活保護費や少子高齢社会への対応により増加傾向にあります。平成27年度に105億40百万円と、平成26年度から約55億円増加しているのは、東日本大震災復興交付金事業のうち、市街地液状化対策工事に係る交付金が入ったことによるものです。

◇ 市債

平成26年度は、保健センターと平井認定こども園を建設したことにより、平成25年度から6億90百万円増加し、26億28百万円となりました。平成28年度においては、道路整備事業、鹿野中学校大規模改造事業、高松公民館整備事業、勤労文化会館大規模改造事業などで20億55百万円となりました。

②歳出の構成と推移

単位：百万円



単位：百万円

項目	H24	H25	H26	H27	H28
歳出合計	25,361	25,232	24,808	29,162	29,780
義務的経費	10,408	10,466	10,665	10,869	11,473
比率	41.0%	41.5%	43.0%	37.3%	38.5%

※平成28年度は最終予算（繰越含む）

◇ 人件費

平成26年度までは、退職者補充の調整などにより減少しましたが、平成27年度以降、再任用職員及び嘱託職員の採用者数の増などにより増加し、平成28年度では、40億66百万円となりました。

◇ 扶助費

主に福祉サービスに要する経費である扶助費は、少子高齢社会の進行や生活保護世帯の増などから年々増加しており、平成24年度に45億62百万円だったものが平成28年度では57億34百万円と、11億72百万円(25.7%)増加しました。

◇ 公債費

新規起債の抑制や借換債の活用などにより、平成24年度に18億14百万円だったものが、平成28年度では16億73百万円と、1億41百万円(7.8%)減少しました。

◇ 投資的経費

平成24年度は、防災行政無線整備事業や市道0222号線整備事業など、平成25年度は、幼稚園・保育園多機能化複合化推進事業補助及び小中学校大規模改造工事など、平成26年度は、保健センター及び平井認定こども園の建設など、平成27年度は、復興交付金事業における市街地液状化対策工事及び高松公民館整備工事など、平成28年度は、復興交付金事業における市街地液状化対策工事及び中学校大規模改造事業などを実施しました。

◇ 物件費

物件費は、賃金や旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料などの行政事務経費です。行政評価による事務事業の見直しや行財政改革の推進により、平成24年度以降、36億円程度で推移しました。

◇ 補助費等

補助金については、目的や効果等を検証し見直しを行うとともに、新規補助について抑制を図っています。負担金については、団体の実態を十分把握し、総合的な見直しを行っており、補助費等の総額は25億円程度で推移しました。

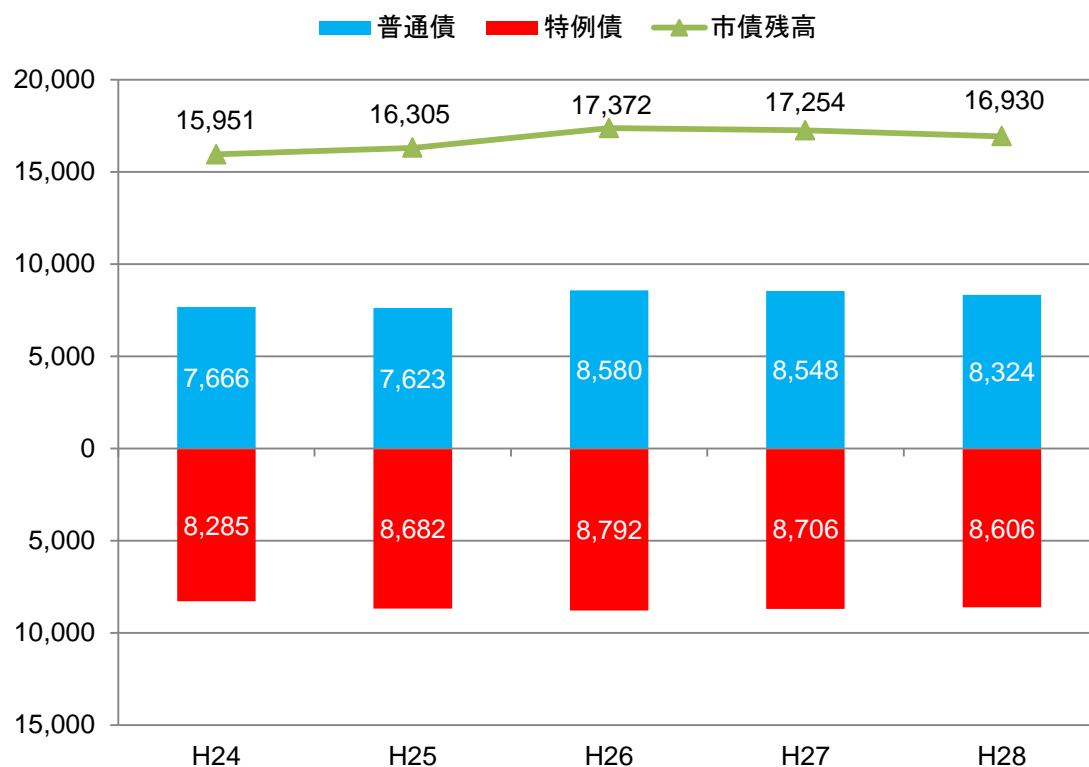
◇ その他の経費

その他の経費としては、各種団体等への補助金などの補助費、事業実施の委託料や需用費などの物件費のほか、維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、予備費があります。

平成27年度は、市街地液状化対策工事に係る東日本大震災復興基金積立金により、一時的に大幅に増加しました。

③市債残高の状況

単位：百万円



単位：百万円

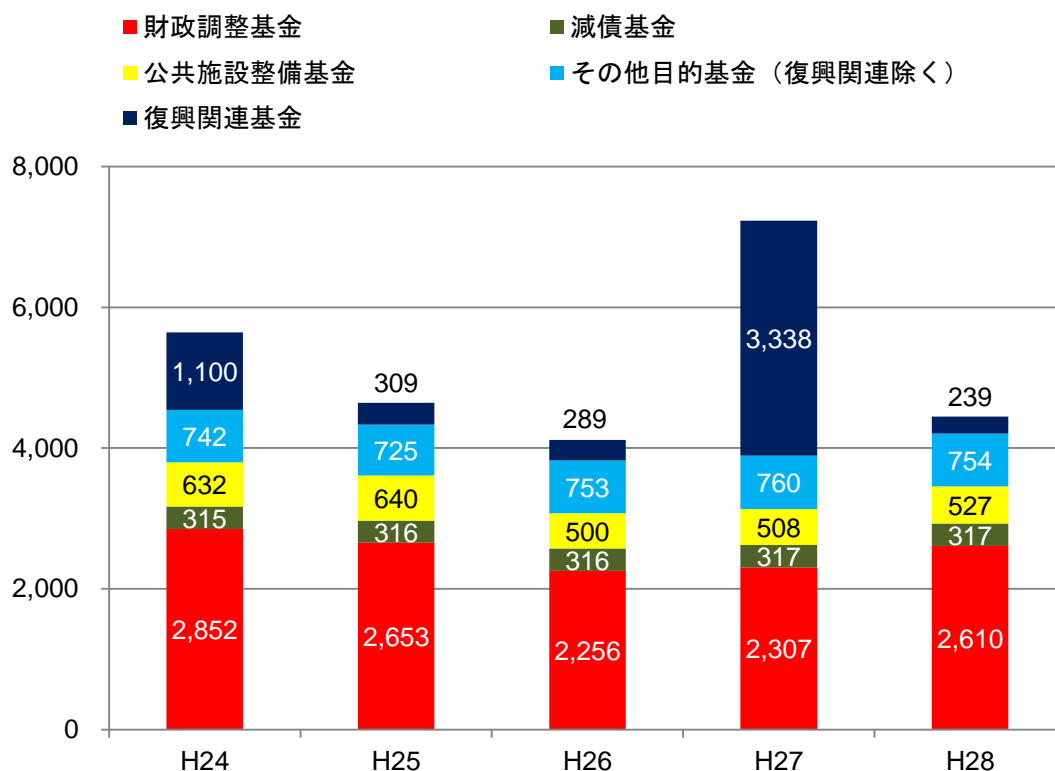
	H24	H25	H26	H27	H28 (見込み)
普通債	7,666	7,623	8,580	8,548	8,324
特例債	8,285	8,682	8,792	8,706	8,606
市債残高	15,951	16,305	17,372	17,254	16,930

◇ 市債残高は、平成26年度に保健センター及び平井認定こども園を建設したことにより170億円を超えましたが、その後は、新規借入額が償還額を下回ったため、減少傾向にあります。

◇ 市債の内訳としては、普通債は増加傾向、特例債（臨時財政対策債等）は平成26年度の87億92百万円をピークに減少傾向にあります。

④積立金残高の状況

単位：百万円



単位：百万円

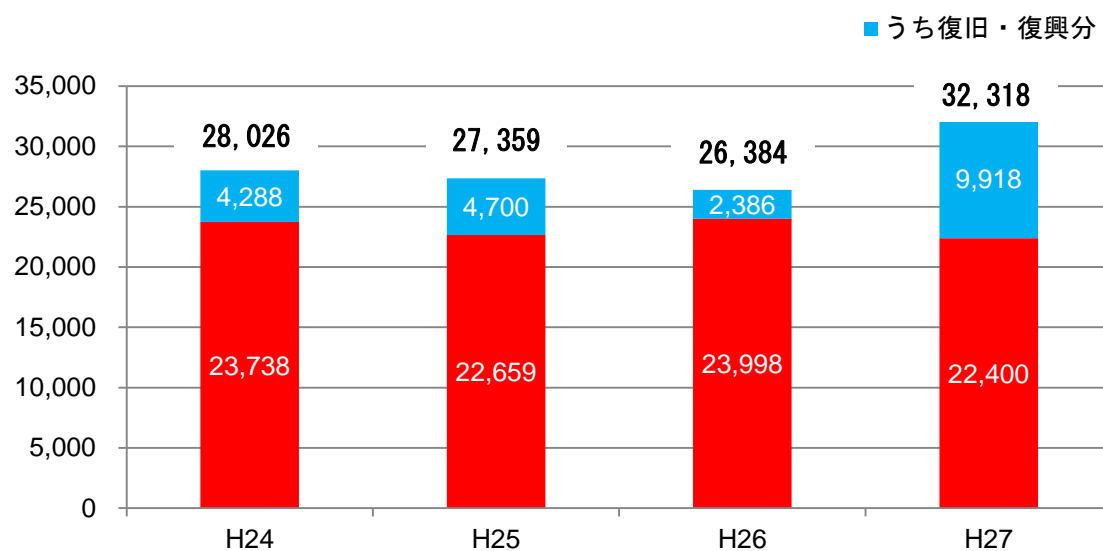
	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金	2,852	2,653	2,256	2,307	2,610
減債基金	315	316	316	317	317
公共施設整備基金	632	640	500	508	527
その他目的基金	742	725	753	760	754
復興関連基金	1,100	309	289	3,338	239
計	5,641	4,643	4,114	7,230	4,447

- ◇ 財政調整基金については、残高20億円の確保を目安に積立・取崩しを行っています。
- ◇ 復興関連基金については、復興交付金事業の進捗に合わせて増減しており、特に平成27年度においては、市街地液状化対策事業に係る基金を積み立てたため、大幅な増額となっています。

(参考) 予算総額に占める復旧・復興事業費 (H24~H27)

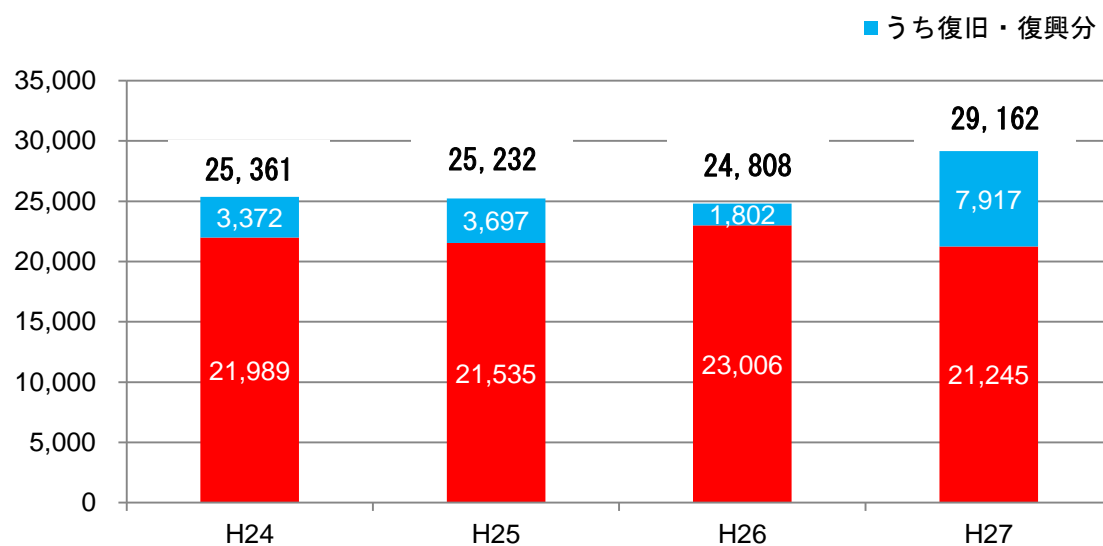
《歳入》

単位：百万円



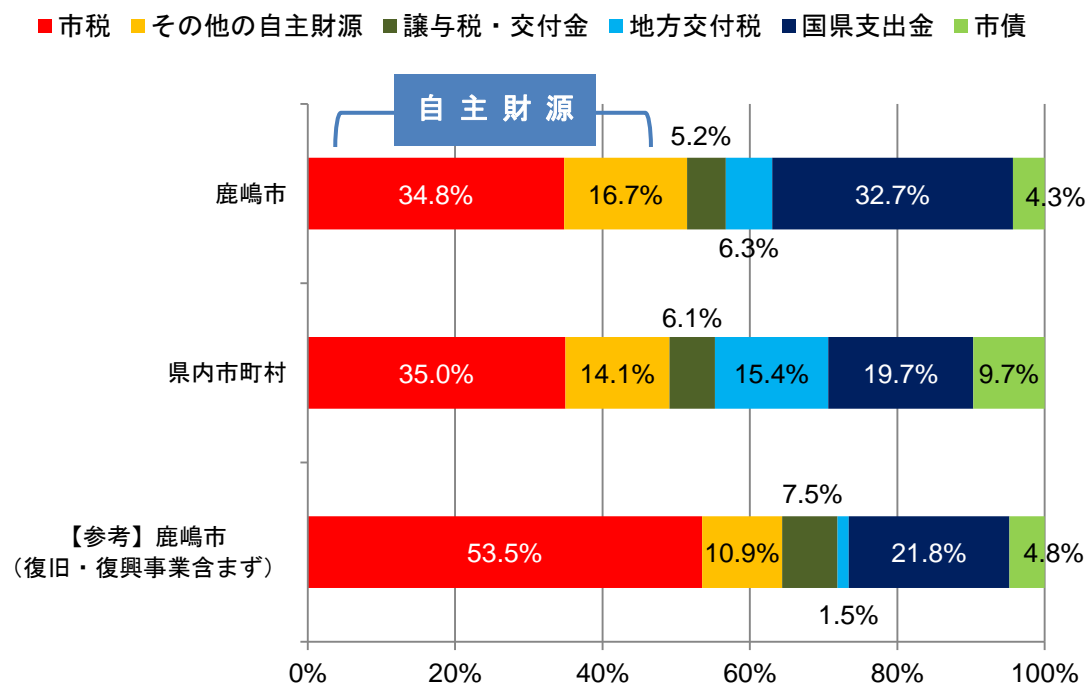
《歳出》

単位：百万円



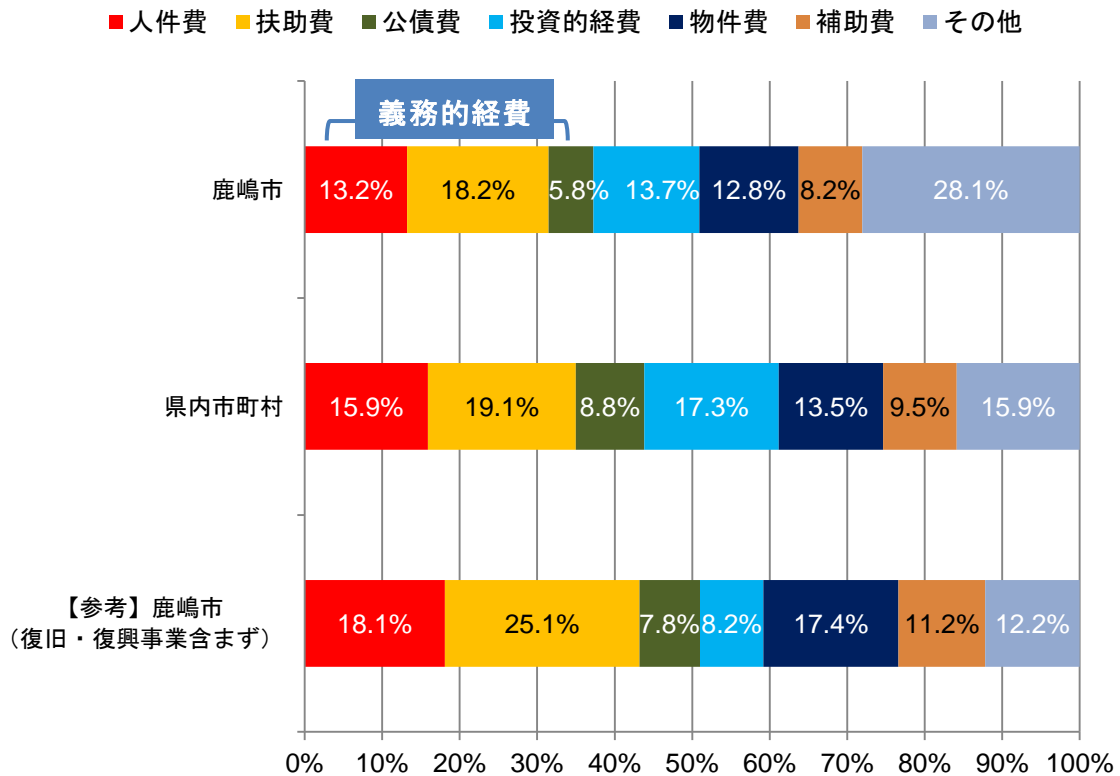
(3) 平成27年度決算の分析

①歳入の構成



- ◇ 平成27年度決算における自主財源の割合は、本市が51.5%、県内市町村平均が49.1%と同程度、地方交付税については県内平均より9.1%低く、6.3%となっています。国県支出金については、市街地液状化対策工事に係る東日本大震災復興交付金の歳入があったため、県内平均を大きく上回り32.7%となっています。
- ◇ 平成27年度歳入決算から東日本大震災に係る復旧・復興事業の歳入を除くと、本市の自主財源の割合は64.4%となり、県内市町村平均49.1%を15.3%上回ります。一方、地方交付税については、1.5%で、県内市町村平均を13.9%下回っています。

②歳出の構成



◇ 本市の歳出における義務的経費の占める割合は37.2%となっており、県平均の43.8%より6.6%低くなっています。その他の経費については、市街地液状化対策工事に係る東日本大震災復興交付金の繰入金が大きな割合を占めており、県平均よりも12.2%高くなっています。

◇ 平成27年度歳出決算から東日本大震災に係る復旧・復興事業の歳出を除くと、本市の義務的経費は51.0%と県内市町村平均を7.2%上回り、特に扶助費については、県平均を6.0%上回っています。また、投資的経費については、県平均は17.3%ですが、本市は8.2%と、9.1%低くなっています。

(4) 各種財政指標の分析

①財政力指数（3カ年平均）

	H23	H24	H25	H26	H27
鹿 嶋 市	1.11	1.00	0.98	0.98	0.98
県内市平均	0.73	0.70	0.71	0.71	0.71

■財政力指数

地方交付税（普通交付税）算定上の地方公共団体の財政力の強さを示す指数で、過去3カ年の平均です。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自前で調達できるかを表しています。単年度の財政力指数が1.0を超えると、普通交付税が不交付となる、いわゆる不交付団体となります。

②経常収支比率

	H23	H24	H25	H26	H27
鹿 嶋 市	90.1%	89.4%	89.4%	89.7%	91.1%
県内市平均	87.7%	88.3%	88.2%	89.1%	88.2%

■経常収支比率

人件費や補助費、公債費など経常的な支出に、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す比率です。この比率が高くなるほど、新たな行政需要へ投資する余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

平成25年度以降、経常収支比率が徐々に上昇していますが、これは、復興特区制度に基づき課税免除した固定資産税の減収分を、特別交付税として歳入しているためです。

※経常収支比率の分布状況（平成27年度）

経常収支比率	75～80%未満	80～85%未満	85～90%未満	90%以上
県内市 団体数(構成比)	1(3.1%)	6(18.8%)	16(50%)	9(28.1%)

③公債費負担比率

	H23	H24	H25	H26	H27
鹿 嶋 市	9.0%	9.1%	10.2%	10.5%	9.7%
県 内 市 平 均	12.7%	13.2%	13.2%	13.2%	12.4%

■公債費負担比率

一般財源（市税などの使い道が特定されない財源）総額のうち、どのくらい公債費（借入金の償還）に充当されたかを示すものです。

一般的に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

3 財政見通し（H29～H33）

（1）推計の前提条件

①対象会計区分

- ・ 普通会計（一般会計＋墓地特別会計）

②計画数値

- ・ 平成29年度予算をベースに、現時点で見込み得る数値を積み上げて推計しました。
- ・ 中期的な財政推計は、今後の景気動向や地方財政対策の動向、社会保障制度改革や税制改正の行方などにより左右されます。今後の制度改正などが不明確なものについては、基本的に現行制度が継続するものとして推計しました。
- ・ 今後の状況変化に応じ、実際の歳入・歳出は変動するものですが、大幅な制度改正などによる変更については、その都度見直しが必要です。

③計画数値の積算方法

【歳入】

◆ 市税

- ・ 個人市民税は、平成29年度予算を基に、平成30年度以降についてほぼ横ばいで推移するものとして推計しました。
- ・ 法人市民税は、各年度の調定見込額に対し、均等割については1.9%減、法人税割については6.1%の増で推計しました（平成32年度は法人税割の税率改正により2.4%の増で推計）。
- ・ 固定資産税（土地）は、評価替えの年度は前年比30百万円の減、それ以外の年は前年同額で推移するものとして推計しました。

- ・固定資産税（家屋）は、平成30年度及び平成33年度の評価替えの年に前年度比で減を見込んだものの、その他の年度では新築家屋の増による増を見込みました。
- ・固定資産税（償却資産）は、復興特区制度による特別交付税措置が終了し、歳入科目が市税に切り替わることから、増加傾向で推移するものと見込みました。

◆ 地方譲与税・地方交付金

- ・地方消費税交付金については、消費税率の引き上げが平成31年度に予定されていることから、平成32年度以降、3億円程度増加するものと見込みました。

◆ その他の自主財源

- ・平成29年度予算を基準に、ほぼ同水準で移行するものと見込みました。

◆ 地方交付税

- ・平成29年度予算を基準に、税収の見込みなどを加味し推計しました。

◆ 国県支出金

- ・歳出推計額に連動させて推計しました。

◆ 市債

- ・現行制度が今後も継続するものとして、歳出推計額に連動させて推計しました。

【歳 出】

◆ 人件費

- ・定員管理計画に基づき推計しました。

◆ 扶助費

- ・過去の伸び率などを参考に推計しました。

◆ 公債費

- ・既発行債については、既発行条件により推計しました。

◆ 投資的経費

- ・普通建設事業は、小中学校のエアコン整備事業や大規模改修事業、その他の公共施設の大規模改修事業など、現時点で見込み得る数値を積み上げて積算しました。

◆ 物件費，補助費，その他の経費

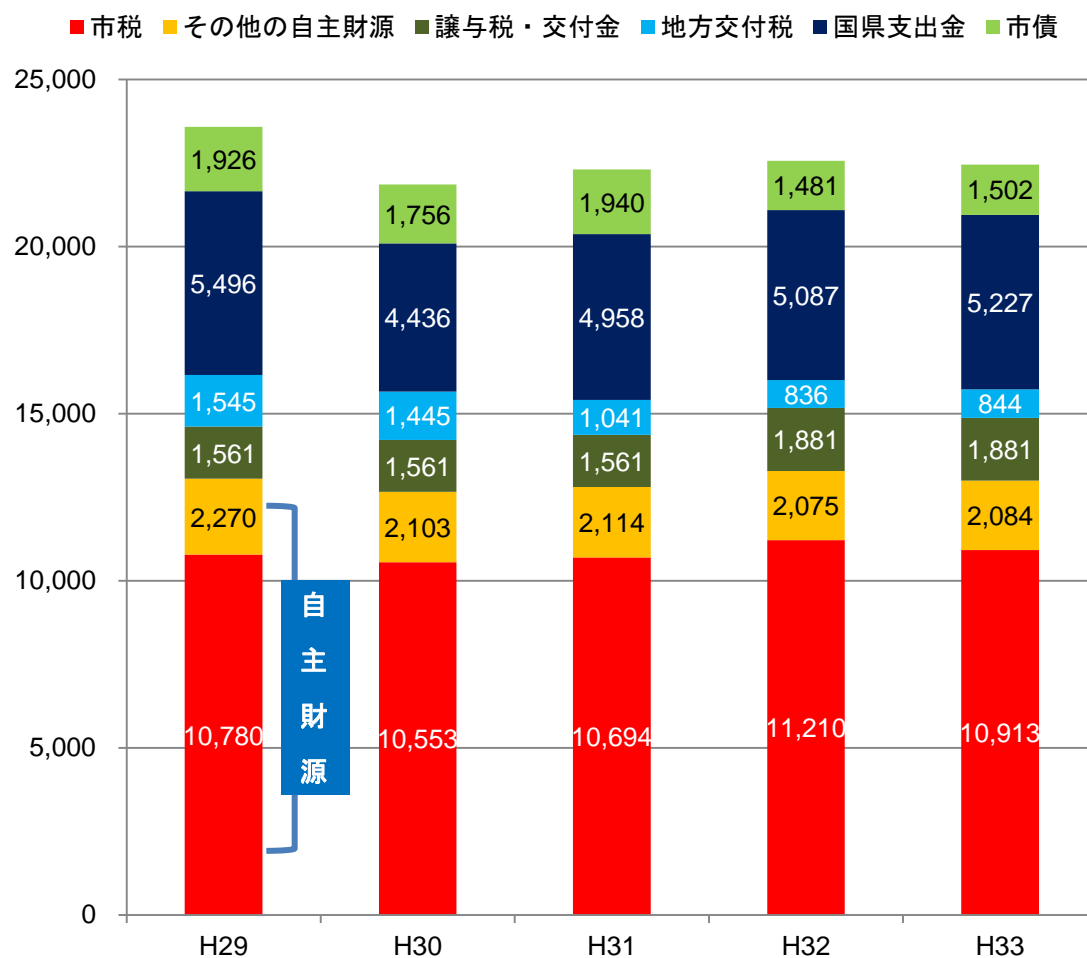
- ・物件費，補助費については、現時点で見込み得る数値を積み上げ、平成30年度以降、2.0～3.0%の削減率で積算しました。

(2) 財政収支の見通し

①歳入の構成と推移

【歳入】

単位：百万円



単位：百万円

項目	H29	H30	H31	H32	H33
歳入合計	23,578	21,854	22,308	22,570	22,451
自主財源	13,050	12,656	12,808	13,285	12,997
自主財源比率	55.3%	57.9%	57.4%	58.9%	57.9%

＜歳入全般＞

平成30年度の歳入予算については、市税や大野区域屋内温水プール、茨城国体施設整備事業に係る国県支出金の減などにより、平成29年度に比べ17億24百万円の減となりますが、その後は、横ばいで推移するものと見込んでいます。

◆ 市税

- ・個人市民税と法人市民税は、ほぼ横ばいで推移する見通しです。固定資産税については、評価替えの年である平成30年度にいったん減少しますが、復興特区制度に基づく特別交付税措置が終了し、償却資産税として課税されることになることや、平成32年度に市内企業の大規模設備投資が予定されていることから、全体的としては増加していく見通しです。

◆ 地方交付税

- ・普通交付税については、固定資産税が増収となる平成32年度以降に減少し、1.0～1.5億円程度となる見込みです。震災復興特別交付税については、東日本大震災復興交付金事業の地方負担分や復興特区制度に基づく特別交付税措置が減少していくため、平成29年度予算で14億28百万円あったものが、平成33年度には6億34百万円になる見通しです。

◆ 国県支出金

- ・平成29年度においては、大野区域屋内温水プールや茨城国体施設の整備に伴う国県支出金が一時的に増加します。平成30年度はいったん10億円程度減少し、44億36百万円になりますが、その後は、歳出における扶助費や、小中学校大規模改造事業などの普通建設事業に関連するものにより、その後、増加する見通しです。

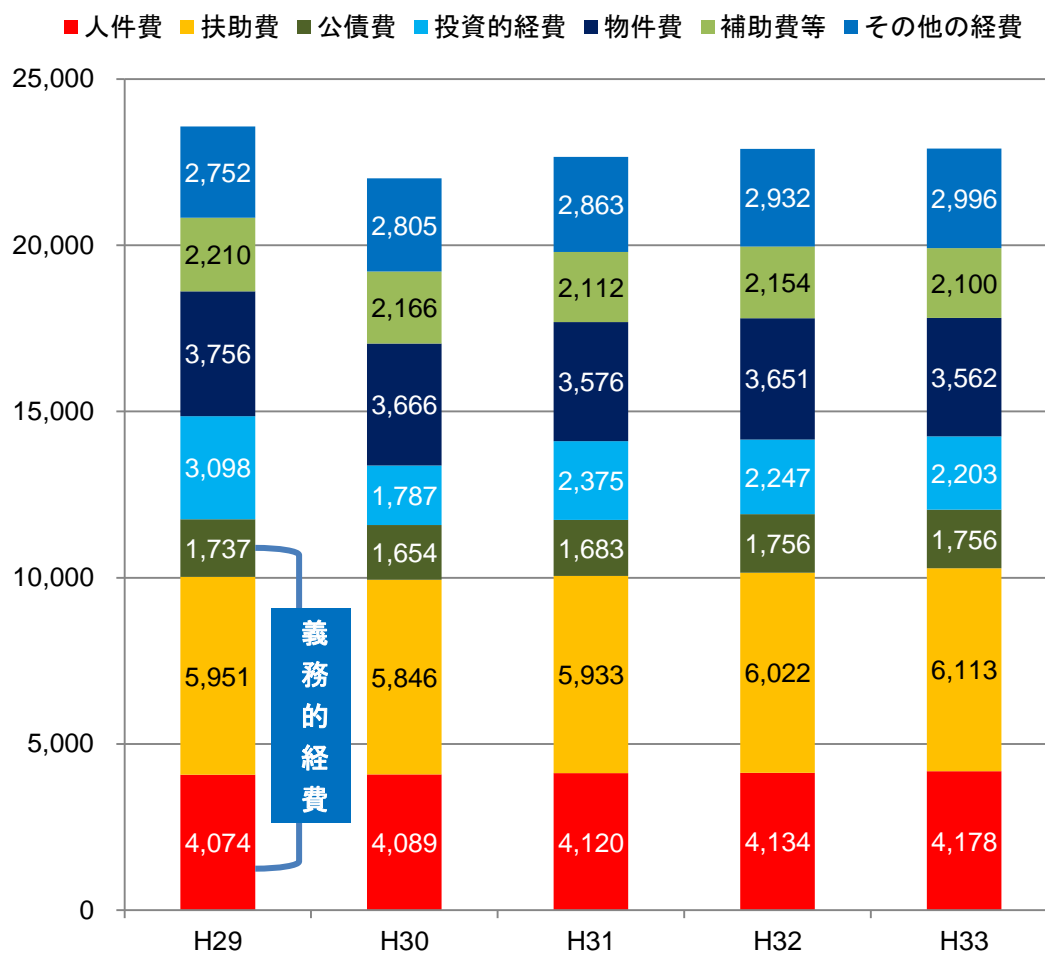
◆ 市債

- ・ 大野区域屋内温水プール整備事業，茨城国体施設整備事業，小中学校エアコン整備事業，小中学校大規模改造事業など，普通建設事業に係る起債を見込んでいます。

②歳出の構成と推移

【歳出】

単位：百万円



単位：百万円

項目	H29	H30	H31	H32	H33
歳出合計	23,578	22,013	22,662	22,896	22,908
義務的経費	11,762	11,589	11,736	11,912	12,047
比率	49.9%	52.6%	51.8%	52.0%	52.6%

《歳出全般》

歳出に占める義務的経費の割合は増加傾向にあります。また、平成31年度以降、小中学校大規模改造事業を予定していることから、投資的経費も20億円を超える見込みです。

福祉サービスの維持向上やまちの活力創出に向けた取組みに必要な予算を確保するため、行財政改革を一層推進するとともに、行政評価による事務事業の選択と集中を図り、物件費や補助費などについても一定程度削減を図る必要があります。

◆ 人件費

・定員管理計画に基づき行政運営体制の見直しを図る中で、年齢別職員数の平準化、再任用職員の活用、嘱託職員の活用などにより、今後5年間では微増していくものと見込んでいます。

◆ 扶助費

・自立支援給付事業や医療福祉経費、教育・保育施設入所支援事業の増などにより、毎年度増加していくものと見込んでいます。

◆ 公債費

・小中学校大規模改造事業等の新規借入分の償還が始まりますが、償還額の平準化により、毎年度16～17億円程度で推移するものと見込んでいます。

◆ 投資的経費

・平成29年度は、大野区域屋内温水プールや茨城国体関連施設の整備により30億98百万円になりますが、平成30年度は大規模な建設事業がないことから17億87百万円に減少します。その後、平成31年度から小中学校の大規模改造事業などが始まるため、22～23億円程度で推移するものと見込んでいます。

《主な公共施設の整備・改修予定》

H 2 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大野区域屋内温水プール整備 ・ 茨城国体施設整備（ト伝・北海浜）
H 3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労文化会館大規模改修 ・ 小学校エアコン整備 ・ 高松緑地体育館解体
H 3 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校エアコン整備 ・ 中学校大規模改修 ・ 老人福祉センター大規模改修
H 3 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校大規模改修
H 3 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校大規模改修 ・ 高松緑地温水プール整備

4 今後の財政運営の基本的な考え方

前項「3 財政見通し（H29～H33）」で推計した歳入額・歳出額から、各年度の収支を合わせるための歳出削減必要額は下記表のとおりとなります。

単位：百万円

	H29	H30	H31	H32	H33
歳入	23,578	21,854	22,308	22,570	22,451
歳出	23,578	22,013	22,662	22,896	22,908
歳入歳出 差引	0	△159	△354	△326	△457

市税収入の大幅な増が見込めない一方で、小中学校の大規模改造事業やエアコン整備など5ヵ年で約13億円の財源不足が見込まれます。

このような中、福祉や教育といった基本的な市民サービスの維持に必要な予算を確保しつつ、まちの活力向上のために必要な事業も推進していくためには、第6次行財政改革大綱を着実に推進するとともに、行政評価による事務事業の見直しを行い、歳入・歳出両面において、柔軟な発想や経営感覚に基づく改革の視点での財政運営を行っていく必要があります。

(1) 歳入の確保

① 自主財源の確保

持続可能な財政運営を実現するために、あらゆる角度から自主財源の確保に努めます。

ア 地域経済の活性化に伴う市税等の確保

関係機関と連携し既存産業の活性化を図るとともに、積極的な企業誘致に努め、安定的な財源確保に取り組みます。また、総合計画やまち・ひと・しごと

創生総合戦略を着実に推進し、まちの活力を創出することで、地域経済の活性化を図り、財政面での好循環を生み出します。

イ 受益者負担の適正化

料率・単価については、社会情勢と関係事務事業費の動向に即応した見直しを行います。各種分担金・負担金についても、国県の動向や他団体との均衡を勘案し、見直しを行います。

ウ 市税等の収納対策の強化

経済情勢の推移、税制改正及び地方財政計画等を注視し、収入の的確な把握に努めます。また、税負担の公平性、公正性の観点から、課税客体の補足と徴収率の向上に努め、滞納繰越分については、その解消を図ります。

エ ふるさと納税推進事業の充実

ふるさと納税推進事業を積極的にPRし、収入の確保を図るとともに、地域経済の活性化につながるよう、返礼品の新規掘り起しや商品開発などに努めます。

②資産の有効利用

未利用の市有財産の有効活用や処分を推進します。また、財産・物品等の売り払い収入については、時価に即応した価格により見積もりを行い、収入の確保を図ります。

③国県支出金や起債などの積極的な活用

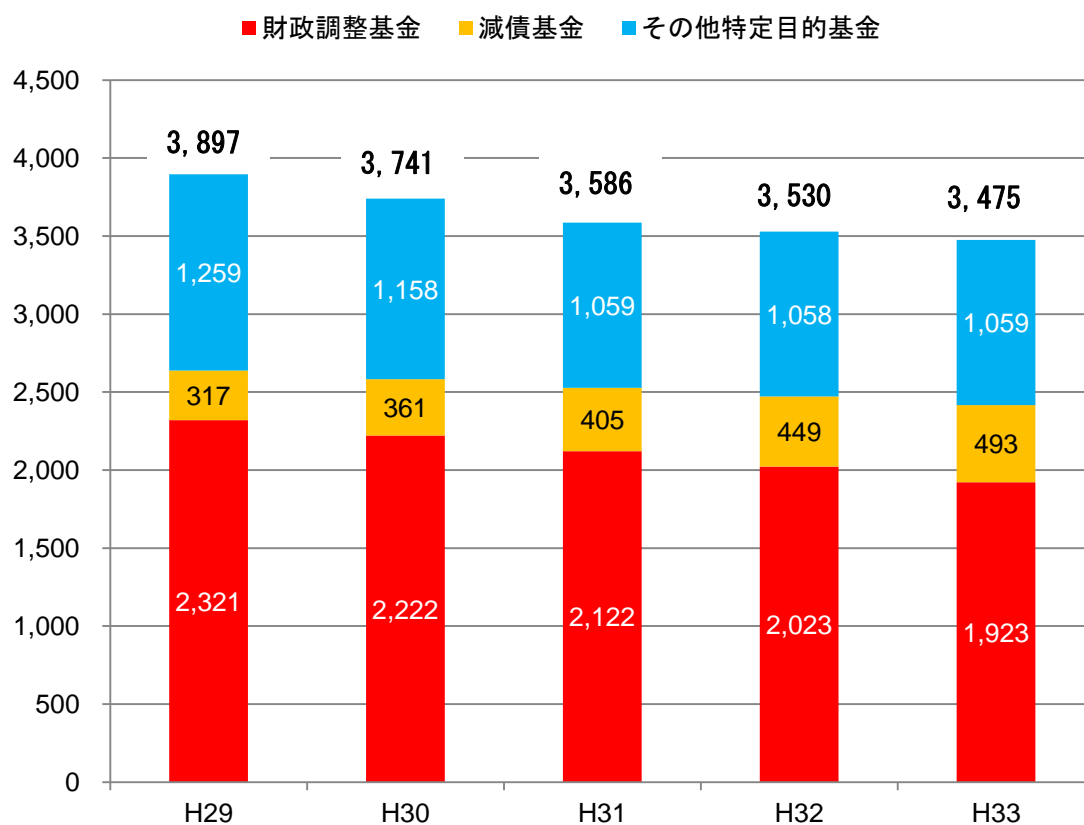
各種事業の実施にあたっては、国県支出金などの積極的な活用を図るとともに、世代間負担の平準化の観点から、起債の活用を検討します。

④基金の活用

上記①～③までの取組みを進めつつ、なお財源不足が生じる場合においては、財政調整基金や特定目的基金を活用することとします。財政調整基金については、基準となる残高等はないものの、本市においては、標準財政規模の15%程度である20億円程度を維持しつつ、その活用を図ることとします。

《基金残高の見通し》

単位：百万円



(2) 歳出の適正化

①行財政改革の推進と行政評価の活用

第6次行財政改革大綱に基づく行動計画を着実に推進するとともに、行政評価により事務事業の見直しを行い、必要性や実施効果などに基づき、事業の再構築、選択と集中を推進します。

ア 普通建設事業の分散化と事業費の平準化

特定の年度に普通建設事業が集中することにより財政を圧迫することがないよう、公共施設等総合管理計画を踏まえ、実施年度の分散化と事業費の平準化に取り組みます。また、施設整備にあたっては、PFIなどの民間による整備手法を検討するとともに、維持管理や市債の償還といった将来の負担を十分に考慮することとします。

イ 事業の見直しと期間の設定

一定期間（3～5年）継続しているソフト事業については、廃止を前提とした見直しを行うこととし、実績データ、市民ニーズ等を検証し、なお継続が必要と判断したものについては事業を刷新するなど、実績や前例にとらわれることのない予算執行を行います。また、新規事業については、事業の必要性や緊急性、費用対効果を十分に整理したうえで、事業立ち上げの段階で実施期間を定めることとします。

ウ 国県補助事業の検証

国や県の動向を注視し、補助事業であっても事業の必要性や緊急性、費用対効果について十分に検証し、市の財政負担に配慮して事業の選択を行います。また、国県の基準を超えて実施している事業については、廃止や縮減を前提とした見直しを行うとともに、国県による財源措置の廃止や縮減があった事業については、

公費投入の役割を終えたものとしてゼロベースで整理し、その必要性について再度検証することとします。

エ 継続費・債務負担行為の抑制

将来の財政運営を圧迫する要因となる可能性があることから、その設定にあたっては、中期的視点に立って検討することとします。

②経常的経費の見直し

義務的経費や施設の維持管理費などの経常的経費の増加は、政策的投資への柔軟な対応に大きく影響することから、その適正化に努めることとします。

ア 人件費の適正化

定員管理計画に基づき、職員体制の最適化を進め、適正な人員配置と人材育成に努めます。

イ 物件費の縮減

事務事業の遂行上、真に必要なものに限り最小限で経費計上し、縮減に努めます。

ウ 維持補修費の縮減

公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持補修により長寿命化を図ることで、公共施設のライフサイクルコストの縮減を図ります。

③経費負担の適正化

事務事業については、国、県、その他の団体などが行うもの、市民自らが行うもの、市が行うもの、それぞれの範囲を明確にして、経費負担の適正化を図ります。

④負担金・補助金の適正化

単独補助金については、その目的や効果等を十分に検討し、零細なもの、効果が消滅したもの、補助額以上の繰越金を出している団体に対するものなどは、廃止又は統合などの見直しを行います。また、負担金については、団体の実態を把握したうえで、その適正化に努めることとします。

⑤公共施設の適正管理

公共サービスや公共施設の運営については、民間委託や民間移譲、指定管理者制度の導入を積極的に検討し、歳出の縮減を図ります。また、公共施設等総合管理計画に基づき、耐用年数を迎えた公共施設の統廃合を検討します。

⑥特別会計、企業会計の経営効率化と健全化

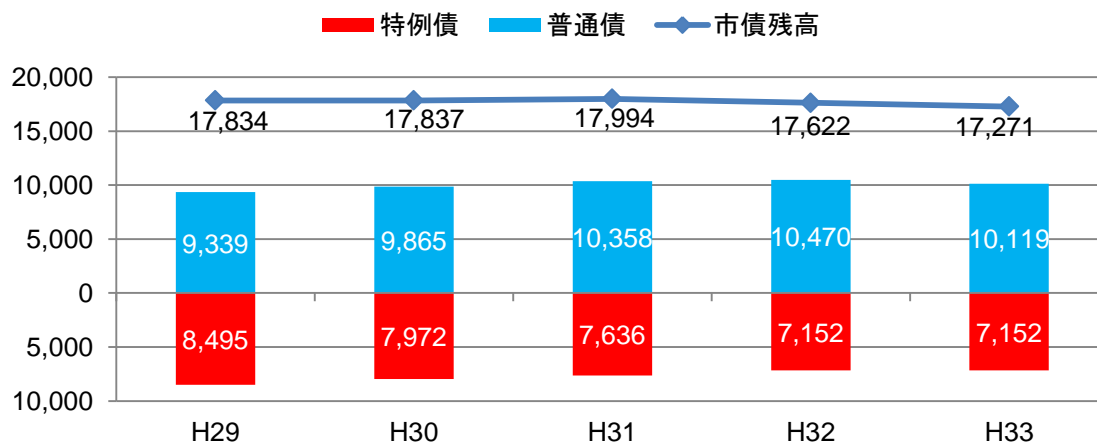
長期経営計画（経営安定化計画・経営健全化計画等）に基づき、徹底した組織の改善・合理化を進め、繰出金の縮減に努めます。

⑦市債残高の適正な管理

財政の健全性と効率性のバランスを図るため、公債費負担比率や将来負担比率などの数値を見極めながら、市債残高の適正水準を維持していきます。

《市債残高の見通し》

単位：百万円

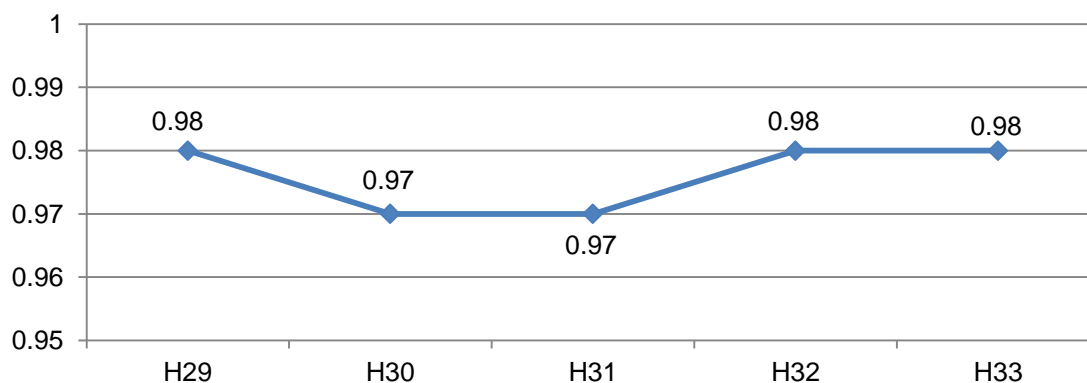


5 各種財政指標の予測

(1) 財政力指数（3ヶ年平均）

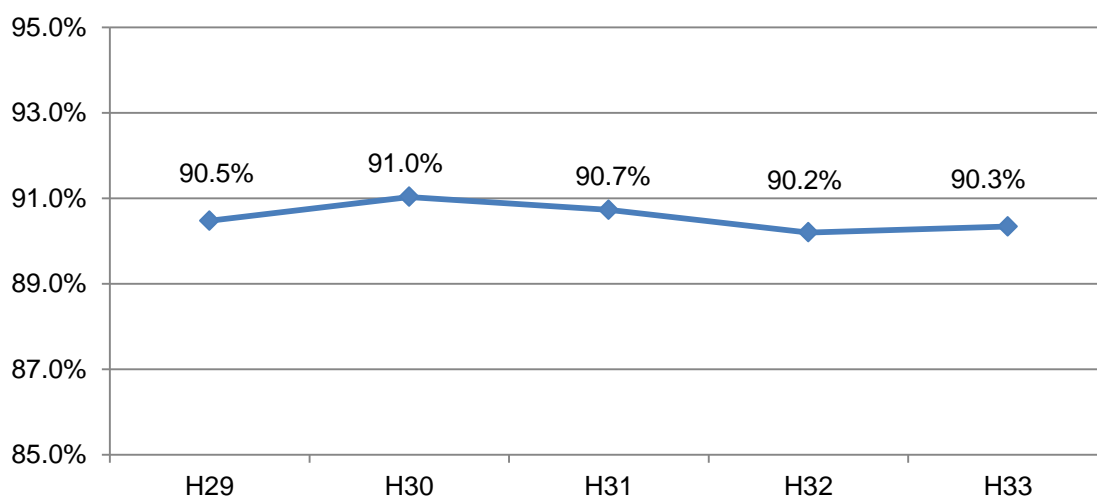
今後も引き続き基準財政収入額が基準財政需要額を下回ることが予想され、

0.97～0.98で推移する見込みです。



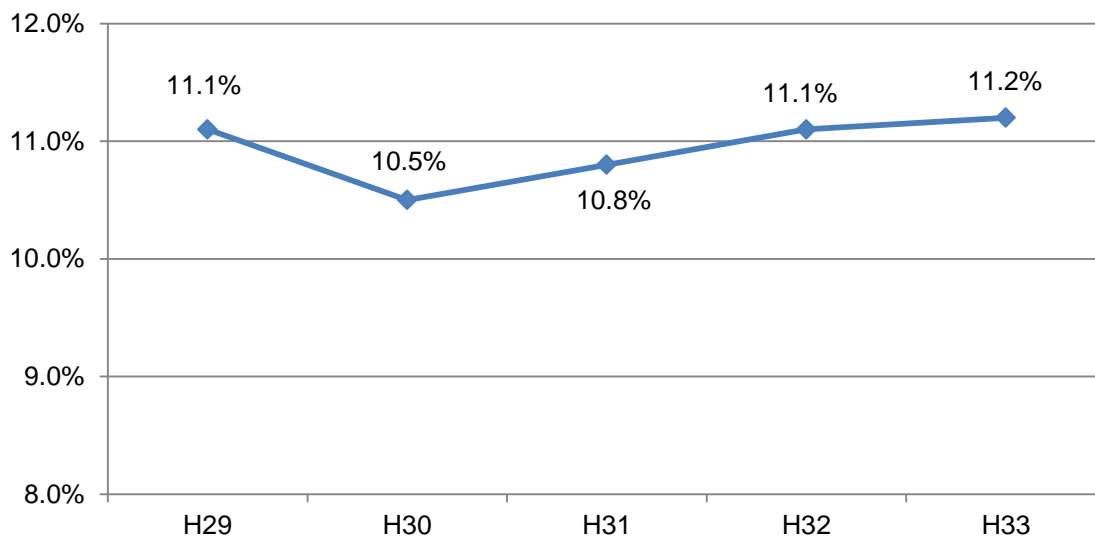
(2) 経常収支比率

経常経費である、扶助費、公債費、人件費、物件費、維持補修費、補助費等などのうち、行財政改革の推進で人件費、物件費、維持補修費については削減を図るものの、生活保護費や少子高齢化対策費などによる避けられない扶助費の増などで義務的経費が増えるため、90%台で推移すると見込んでいます。



(3) 公債費負担比率

平成33年度までの間では、概ね11%前後で推移するものと見込んでいます。



【用語解説】

《I 歳入》

1 自主財源

地方公共団体が自ら決定し、収入し得る財源です。

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれにあたります。

①市税

地方税法などの規定に基づいて市民や市内に事務所を有する法人などに納めてもらうものであり、歳入の根幹となる財源です。

※市民税（個人・法人）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税、たばこ税など

②分担金及び負担金

保育園の保育料など、特定の利益を受ける方から、その受ける利益を限度として負担してもらうものです。

③使用料及び手数料

市の施設の使用料や証明書の交付手数料など、施設の利用者やサービスを受ける方に負担してもらうものです。

④財産収入

市が所有する財産（土地や建物など）を貸し付けたり、売り払うことで得られる収入や、基金を運用することで得られる利子・配当金などです。

⑤寄附金

市民や法人から受け取る金銭による寄附を指します。用途が特定されない「一般寄附金」と用途が特定される「指定寄附金」に分類されます。

⑥繰入金

一般会計と、他の特別会計及び基金の間で、相互に資金を繰替使用することで、たとえば一般会計の歳出に不足が生じた場合に基金を取り崩して一般会計に繰り入れることなどをいいます。

⑦繰越金

決算の結果、生じた剰余金を翌年度に繰り越して使用するものです。

⑧諸収入

学校給食費や返納金など、他の歳入に含まれないお金のことです。

2 依存財源

国や県の意思決定に基づき、収入される財源です。

地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債がこれにあたります。

①地方譲与税

自治体の人口や道路延長などに応じて、国税（国が徴収した税）から自治体に譲与されるお金のことです。

②交付金

利子割交付金， 配当割交付金， 株式等譲渡所得割交付金， 地方消費税交付金， ゴルフ場利用税交付金， 地方特定交付金， 交通安全対策特別交付金があり， 主に県民税の一部がその県民税の割合に応じて市町村に交付されるものです。

③地方交付税

自治体間の財源の不均衡を是正し， 自治体にとって必要な財源を保障する制度の中心的役割を果たしているものです。

国が国税5税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）の一定割合を自治体に配分するもので， 使い道に制限はないものの， 歳入が多い自治体には配分されません。

・ 基準財政需要額

普通交付税の算定基準となるもので， 自治体が標準的な活動をするのに必要となる経費を一定のルールで算出した額です。

・ 基準財政収入額

普通交付税の算定基準となるもので， 市税など， 自治体が自前で調達できる収入を一定のルールで算出した額です。

④国庫支出金・県支出金

特定の事業の財源として国（県）から交付されるお金のことで， 国庫（県）補助金， 国庫（県）負担金， 国庫（県）委託金などに分類されます。

⑤市債

建設事業などの財源に充てるため、国や銀行などから借入れする債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

《Ⅱ 歳 出》

1 義務的経費

市の歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられており、任意に削減することができない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。

①人件費

自治体の職員の給与や退職金のほか、議員の報酬もこれに含まれます。

②扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法などの法令に基づいた手当の支給や、高齢者や障がい者、乳幼児などに対する支援に関する経費です。

2 投資的経費

道路や公園、学校の建設などの社会資本の整備に関する経費で、大別して普通建設事業費と災害復旧費に分けられます。

①普通建設事業費

道路や公園、学校などの公共・公用施設の新設及び改修に必要とされる経費です。

②災害復旧費

大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設などを復旧するための経費です。

3 その他経費

物件費，補助費等，繰出金などが該当します。

①物件費

消費的な性質のある経費のことで，賃金，旅費，委託料などがこれにあたります。

②補助費等

市内各団体が行う事業への補助金，あるいは交付金などが主なものですが，講師への謝礼や保険料などもこれに含まれます。

③繰出金

一般会計と特別会計間の予算の相互充用及び定額運用基金などに支出するお金のことでです。

《Ⅲ 市 債》

1 通常債

次の地方債を除いた普通建設事業などに充てる地方債をいいます。

- ・ 臨時財政対策債（本来，地方交付税として交付されるべきものです。）
- ・ 減税補てん債，減収補てん債（税の振り替わりとしての性格があります。）

* 臨時財政対策債，減税補てん債，減収補てん債は，後年度の償還費が地方交付税の算定に全額算入されます。

2 特例債

臨時財政対策債，減税補てん債，減収補てん債をいいます。

《IV 基金》

1 基金

基金は，特定の目的のために財産を維持し，基金を積み立て，または定額の資金を運用するため設けています。本市では，平成29年4月1日現在で24基金を設置し，それぞれの基金について，法律及び条例に定められた特定の目的に応じ，確実かつ効率的な運用に努めています。

2 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用されます。

3 減債基金

地方債の償還を計画的に行うために積み立てる基金です。

4 特定目的基金

教育や文化振興など，特定の目的のために積み立てる基金です。本市では公共施設整備基金や教育振興基金など，11の特定目的基金を積み立てています。

5 定額運用基金

特定の目的のために定額の資金を運用する基金です。本市では土地開発基金や高塚奨学基金など，7つの定額運用基金を積み立てています。

《V 各種財政指標》

1 財政力指数

自治体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自前で調達できるかを表したものです。この指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年の平均値です。財政力指数が高いほど、財源に余裕があるとされます。

2 経常収支比率

市税など用途が特定されておらず、経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費に、どの程度充当されているかを示す比率です。

3 公債費負担比率

一般財源（市税などの使い道が特定されない財源）総額のうち、どのくらい公債費（借入金の償還）に充当されたかを示すものです。一般的に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

鹿嶋市財政計画

平成29年3月

鹿嶋市政策企画部財政課

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187番地1

TEL : 0299-82-2911 (代表)

<http://city.kashima.ibaraki.jp/>